

## 高校生・大学生の黙秘権に対する法意見を変えられるか

発表者 根本信義（筑波大学教授）

橋本康弘福井大学教授を研究代表とする法認識科研において、2016年から2017年にかけて、約2000人の高校生を対象に法知識・法意見に関するアンケート調査を行った。中でも一見すると矛盾する結果となったのが「黙秘権」の法知識・法意見に関する問いであった。すなわち、「日本国憲法では、被疑者や被告人は、取り調べや裁判のときに、自分が犯した罪をすべて正直に言わないといけないと定められているか」とする法知識に関する問いについては「×」とした正解率は61%であったのに対して、「被疑者・被告人は真実を明らかにするために知っていることを正直に話すべきだと思うか」とする法意見に関する問いについては「とてもあてはまる」53%、「まああてはまる」36%と実に89%の生徒が肯定する意見を持っていたのである。

すると、橋本教授が私に、高校生の持つ黙秘権に対する法意見を変えさせるような授業案を作るようにと注文してきた。そこで、歴史的に自白を得るために拷問が加えられてきた事実から黙秘権や自白法則が認められたこと、さらに実際のえん罪事件である「布川事件」の取調状況の事例を挙げて、拷問がなくなってもなお違法な取調状況はありうることを説明した上で、たとえ違法な捜査がなくなったとしても、被疑者に供述義務を課すことは、立証責任は検察官側にあるとする刑事法の大原則に反し許されないことを説明する授業案を開発し、2018年2月に都内の進学校2年生4クラスで実施した。そして、Q1「犯罪の取調において、被疑者が黙秘することを法律上の権利として認めることは適切だと思うか」、Q2「犯罪の取調において、被疑者は、真実を明らかにするために知っていることを正直に話すべきだと思うか」という2つの質問を授業の前後に実施した。その結果、Q1については、授業の前後で「とてもそう思う」と答えた率が42%から67%に増えてそれなりの成果がみられたものの、Q2については、授業の前後で「とてもそう思う」が28%から25%に、「どちらかといえばそう思う」が51%から50%になった程度でほとんど変化はなかった。自分では授業案自体は大変いい出来だと思っていたので、この結果は少なからずショックであった。

そのリベンジを果たすべく、筑波大学で主として1年生を対象にした「法学概論」の講義を持っていたので、2018年5月に同様の授業を行い、その前後で同様の質問を行ったが、Q2については、授業の前後で「とてもそう思う」が46%から33%にとだいぶ減ったものの、「どちらかといえばそう思う」が38%から41%となって、肯定的な答えの合計自体は、84%が75%になった程度であった。ところが、その直後の2018年5月26日にNHKで放送された「逆・転・人・生『えん罪・奇跡の逆転無罪判決』」をたまたま見たところ、私が授業の中で縷々説明したことが、映像で追体験できる仕組みになっていた。そこでこれを見せた上で、Q2の質問をしたところ、「とてもそう思う」2%、「どちらかといえばそう思う」13%に対し、「あまり思わない」56%、「まったく思わない」29%と、こちらも奇跡の逆転となった。今更ながら「百聞は一見にしかず」との格言の偉大さを思い知らされた。

アンケートの回答が変化した理由についてレポートを書かせたので、本自由研究発表では、その変化の理由を分析した上で、高校生・大学生の黙秘権に対する法意見を変えるための授業構成案を提案する。